

収入基準（月収額の計算例）

■ 月収額の計算例 ①（給与所得者が2人の場合）

給与所得者記入欄

年間総収入金額					年間総収入金額										
(なまえ)	百	十	万	千	百	十	円	(なまえ)	百	十	万	千	百	十	円
④	大	阪	太	郎	3	8	5	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤	大	阪	は	る	か	1	0	8	0	0	0	0	0	0	0

年間給与所得金額の計算方法

年間総収入金額	年間給与所得金額	
㉗ 551,000円未満	年間給与所得 = 0	
④ 551,000円以上 1,619,000円未満	年間総収入金額 - 550,000円	-最高10万円※
㉘ 1,619,000円以上 1,620,000円未満	年間給与所得 = 1,069,000円	-10万円
㉙ 1,620,000円以上 1,622,000円未満	年間給与所得 = 1,070,000円	
④ 1,622,000円以上 1,624,000円未満	年間給与所得 = 1,072,000円	
㉚ 1,624,000円以上 1,628,000円未満	年間給与所得 = 1,074,000円	
⑥ 1,628,000円以上 1,800,000円未満	年間総収入金額を4000で割り、その答えの1円未満を切り捨てた後に4000を掛け戻して計算した額を、右のAにあてはめてください。	
㉛ 1,800,000円以上 3,600,000円未満		A × 0.7 - 80,000円
㉜ 3,600,000円以上 6,600,000円未満		A × 0.8 - 440,000円
㉝ 6,600,000円以上 8,500,000円未満	年間総収入金額 × 0.9 - 1,100,000円	
㉞ 8,500,000円以上	年間総収入金額 - 1,950,000円	

大阪はるか
1,080,000円 - 550,000円 - 100,000円
= 430,000円

大阪太郎
3,850,000円 ÷ 4000 = 962.5円
(1円未満切り捨て)
962円 × 4000 × 0.8 - 440,000円 - 100,000円
= 2,538,400円

※10万円未満のときはその金額

④の年間給与所得金額					⑤の年間給与所得金額								
百	十	万	千	百	十	円	百	十	万	千	百	十	円
2	5	3	8	4	0	0	4	3	0	0	0	0	0

+

控除	控除内容	計算式	金額
控除	① 同居及び扶養親族控除	[同居しようとする親族（申込者本人を除く）及び 遠隔地扶養親族] 38万円 × 3人 =	114万円
	② 老人控除対象配偶者控除 ③ 老人扶養控除	[同一生計配偶者で70歳以上の方] [扶養親族で70歳以上の方] 10万円 × 人 =	万円
特別控除	④ 扶養親族控除	[扶養親族（配偶者を除く）が16歳以上23歳未満の方] 25万円 × 1人 =	25万円
	⑤ 障がい者控除	[障がい者がいる場合] 27万円 × 1人 =	27万円
控除	⑥ 特別障がい者控除	[特別障がい者がいる場合] 40万円 × 人 =	万円
	⑦ 寡婦控除	[寡婦であって所得のある方] 最高27万円 × 人 = (計算後の所得額が27万円未満のときはその額)	万円
	⑧ ひとり親控除	[ひとり親であって所得のある方] 最高35万円 × 人 = (計算後の所得額が35万円未満のときはその額)	万円

妻・長女・長男
(本人は除く)

長男(高校生・16歳)

長男(身体障がい者4級)

※特別障がい者とは、身体障がい者手帳が1級又は2級の方が、療育手帳の総合判定がAの方若しくは精神障がい者保健福祉手帳が1級の方をいいます。

例
大阪太郎さん
の場合

- ・本人 (59歳) (大阪太郎さん) 年間総収入金額 3,850,000円 (会社員)
- ・妻 (55歳) (大阪花子さん) 年間総収入金額 0円 (無職)
- ・長女 (25歳) (大阪はるかさん) 年間総収入金額 1,080,000円 (会社員)
- ・長男 (16歳) (大阪一郎さん) 年間総収入金額 0円 (高校生)

年金所得者記入欄

年間総収入金額	
(なまえ)	百：十：万：千：百：十：円
㉑	

年間総収入金額	
(なまえ)	百：十：万：千：百：十：円
㉒	

その他の所得者記入欄

年間所得金額	
(なまえ)	百：十：万：千：百：十：円
㉓	

年間年金所得金額の計算方法

受給者の年齢	年間総収入金額 (A)	年間年金所得金額	受給者の年齢	年間総収入金額 (A)	年間年金所得金額	
65歳以上の方	㉗ 110万円以下	年間年金所得=0	64歳以下の方	㉗ 60万円以下	年間年金所得=0	
	㉘ 110万円を超え330万円未満	(A) - 110万円		㉘ 60万円を超え130万円未満	(A) - 60万円	-最高10万円※
	㉙ 330万円以上410万円未満	(A) × 0.75 - 27万5千円		㉙ 130万円以上410万円未満	(A) × 0.75 - 27万5千円	-10万円
	㉚ 410万円以上770万円未満	(A) × 0.85 - 68万5千円		㉚ 410万円以上770万円未満	(A) × 0.85 - 68万5千円	
㉛ 770万円以上1,000万円未満	(A) × 0.95 - 145万5千円	㉛ 770万円以上1,000万円未満	(A) × 0.95 - 145万5千円			

※その他の所得はこのままです。

※10万円未満のときはその金額

※10万円未満のときはその金額

㉑の年間年金所得金額

百：十：万：千：百：十：円

+

㉒の年間年金所得金額

百：十：万：千：百：十：円

+

㉓の年間所得金額

百：十：万：千：百：十：円

㉑～㉓を合計します。

百：十：万：千：百：十：円
2 9 6 8 4 0 0

申込世帯全員の年間総所得金額

百：十：万：千：百：十：円
1 6 6 0 0 0 0

申込世帯全員の年間総所得金額から左の表の㉑の控除額及び該当する㉒～㉓の特別控除額を差し引きましょう。

百：十：万：千：百：十：円
1 3 0 8 4 0 0

÷ 12 =

申込世帯の月収額	
十：万：千：百：十：円	
1 0 9 0 3 3	



申込世帯の月収額が、次の収入基準を超えないかどうか確かめて、申込んでください。この収入基準にあてはまらないときは、申込むことができません。

申込世帯の計算後の月収額

158,000円以下の方 「裁量世帯」に該当する方は、
計算後の月収額が214,000円以下であれば申込むことができます。

■ 月収額の計算例 [2] (給与所得者と年金所得者がいる場合)

給与所得者記入欄

年間総収入金額					年間総収入金額										
(なまえ)	百	十	万	千	百	十	円	(なまえ)	百	十	万	千	百	十	円
大阪太郎	4	8	0	0	0	0	0	Ⓑ							

年間給与所得金額の計算方法

年間総収入金額	年間給与所得金額	
㉗ 551,000円未満	年間給与所得 = 0	
㉘ 551,000円以上 1,619,000円未満	年間総収入金額 - 550,000円	-最高10万円※
㉙ 1,619,000円以上 1,620,000円未満	年間給与所得 = 1,069,000円	-10万円
㉚ 1,620,000円以上 1,622,000円未満	年間給与所得 = 1,070,000円	
㉛ 1,622,000円以上 1,624,000円未満	年間給与所得 = 1,072,000円	
㉜ 1,624,000円以上 1,628,000円未満	年間給与所得 = 1,074,000円	
㉝ 1,628,000円以上 1,800,000円未満	年間総収入金額を4000で割り、その答えの1円未満を切捨てた後に4000を掛け戻して計算した額を、右のAにあてはめてください。	
㉞ 1,800,000円以上 3,600,000円未満		$A \times 0.7 - 80,000$ 円
㉟ 3,600,000円以上 6,600,000円未満		$A \times 0.8 - 440,000$ 円
㊱ 6,600,000円以上 8,500,000円未満	年間総収入金額 $\times 0.9 - 1,100,000$ 円	
㊲ 8,500,000円以上	年間総収入金額 - 1,950,000円	

大阪太郎
 $4,800,000 \text{円} \div 4000 = 1,200 \text{円}$
(1円未満切り捨て)
 $1,200 \text{円} \times 4000 \times 0.8 - 440,000 \text{円} - 100,000 \text{円}$
 $= 3,300,000 \text{円}$

㉘の年間給与所得金額					㉞の年間給与所得金額								
百	十	万	千	百	十	円	百	十	万	千	百	十	円
3	3	0	0	0	0	0							

控除	① 同居及び扶養親族控除	[同居しようとする親族(申込者本人を除く)及び 遠隔地扶養親族]	38万円 × 3人 = 114万円
特別控除	② 老人控除対象配偶者控除	[同一生計配偶者で70歳以上の方]	
	③ 老人扶養控除	[扶養親族で70歳以上の方]	10万円 × 1人 = 10万円
	④ 扶養親族控除	[扶養親族(配偶者を除く)が16歳以上23歳未満の方]	25万円 × 1人 = 25万円
	⑤ 障がい者控除	[障がい者がある場合]	27万円 × 1人 = 27万円
	⑥ 特別障がい者控除	[特別障がい者がある場合]	40万円 × 人 = 万円
	⑦ 寡婦控除	[寡婦であって所得のある方]	最高27万円 × 人 = 万円 (計算後の所得額が27万円未満のときはその額)
	⑧ ひとり親控除	[ひとり親であって所得のある方]	最高35万円 × 人 = 万円 (計算後の所得額が35万円未満のときはその額)

妻・長女・母
(本人は除く)

母(80歳)

長女(大学生・19歳)

母(身体障がい者4級)

※特別障がい者とは、身体障がい者手帳が1級又は2級の方が、療育手帳の総合判定がAの方若しくは精神障がい者保健福祉手帳が1級の方をいいます。

例
大阪太郎さん
の場合

- ・本人（53歳）（大阪太郎さん） 年間総収入金額 4,800,000円（会社員）
- ・妻（52歳）（大阪花子さん） 年間総収入金額 0円（無職）
- ・長女（19歳）（大阪はるかさん） 年間総収入金額 0円（大学生）
- ・母（80歳）（大阪ヨシ子さん） 年間総収入金額 840,000円（年金）

年金所得者記入欄

年間総収入金額	
(なまえ)	百 十 万 千 百 十 円
◎大阪ヨシ子	8 4 0 0 0 0

年間総収入金額	
(なまえ)	百 十 万 千 百 十 円
①	

その他の所得者記入欄

年間所得金額	
(なまえ)	百 十 万 千 百 十 円
⑤	

年間年金所得金額の計算方法

受給者の年齢	年間総収入金額(A)	年間年金所得金額	受給者の年齢	年間総収入金額(A)	年間年金所得金額	
65歳以上の方	㊦ 110万円以下	年間年金所得=0	64歳以下の方	㊦ 60万円以下	年間年金所得=0	
	㊧ 110万円を超え330万円未満	(A) - 110万円		㊧ 60万円を超え130万円未満	(A) - 60万円	-最高10万円※
	㊨ 330万円以上410万円未満	(A) × 0.75 - 27万5千円		㊨ 130万円以上410万円未満	(A) × 0.75 - 27万5千円	-10万円
	㊩ 410万円以上770万円未満	(A) × 0.85 - 68万5千円		㊩ 410万円以上770万円未満	(A) × 0.85 - 68万5千円	
㊪ 770万円以上1,000万円未満	(A) × 0.95 - 145万5千円	㊪ 770万円以上1,000万円未満	(A) × 0.95 - 145万5千円			

※10万円未満のときはその金額

※10万円未満のときはその金額

◎の年間年金所得金額

百 十 万 千 百 十 円	0
---------------	---

①の年間年金所得金額

百 十 万 千 百 十 円	
---------------	--

⑤の年間所得金額

百 十 万 千 百 十 円	
---------------	--

㊦～㊪を合計します。

百 十 万 千 百 十 円	3 3 0 0 0 0 0
---------------	---------------

申告世帯全員の年間総所得金額

百 十 万 千 百 十 円	1 7 6 0 0 0 0
---------------	---------------

申告世帯全員の年間総所得金額から左の表の①の控除額及び該当する②～⑧の特別控除額を差し引きましょう。

百 十 万 千 百 十 円	1 5 4 0 0 0 0
---------------	---------------

÷ 12 =

申告世帯の月収額	
十 万 千 百 十 円	1 2 8 3 3 3



申告世帯の月収額が、次の収入基準を超えないかどうか確かめて、申し込んでください。この収入基準にあてはまらないときは、申し込むことができません。

申告世帯の計算後の月収額

158,000円以下の方 ※16ページに記載している「裁量世帯」に該当する方は、計算後の月収額が214,000円以下であれば申し込むことができます。

※その他の所得はこのままです。

■ 月収額の計算例 ③ (給与所得者とその他所得者がいる場合)

給与所得者記入欄

年間総収入金額					年間総収入金額				
(なまえ)					(なまえ)				
百	十	万	千	百	十	円	百	十	円
④	大阪花子	9	9	0	0	0	0	0	0

年間給与所得金額の計算方法

年間総収入金額	年間給与所得金額		
㉗ 551,000円未満	年間給与所得 = 0		
㉘ 551,000円以上 1,619,000円未満	年間総収入金額 - 550,000円	-最高10万円※	
㉙ 1,619,000円以上 1,620,000円未満	年間給与所得 = 1,069,000円	-10万円	
㉚ 1,620,000円以上 1,622,000円未満	年間給与所得 = 1,070,000円		
㉛ 1,622,000円以上 1,624,000円未満	年間給与所得 = 1,072,000円		
㉜ 1,624,000円以上 1,628,000円未満	年間給与所得 = 1,074,000円		
㉝ 1,628,000円以上 1,800,000円未満	年間総収入金額を4000で割り、その答えの1円未満を切捨てた後に4000を掛け戻して計算した額を、右のAにあてはめてください。		A × 0.6 + 100,000円
㉞ 1,800,000円以上 3,600,000円未満			A × 0.7 - 80,000円
㉟ 3,600,000円以上 6,600,000円未満			A × 0.8 - 440,000円
㊱ 6,600,000円以上 8,500,000円未満	年間総収入金額 × 0.9 - 1,100,000円		
㊲ 8,500,000円以上	年間総収入金額 - 1,950,000円		

大阪花子
990,000円 - 550,000円 - 100,000円
= 340,000円

④の年間給与所得金額	+	⑤の年間給与所得金額	+	
百 十 万 千 百 十 円		百 十 万 千 百 十 円		
3 4 0 0 0 0				

控除	① 同居及び扶養親族控除	[同居しようとする親族(申込者本人を除く)及び 遠隔地扶養親族]		
特 別 控 除	② 老人控除対象配偶者控除	[同一生計配偶者で70歳以上の方]		
	③ 老人扶養控除	[扶養親族で70歳以上の方]	10万円 × 人 = 万円	
	④ 扶養親族控除	[扶養親族(配偶者を除く)が16歳以上23歳未満の方]	25万円 × 1人 = 25万円	
	⑤ 障がい者控除	[障がい者がある場合]	27万円 × 人 = 万円	
	⑥ 特別障がい者控除	[特別障がい者がある場合]	40万円 × 人 = 万円	
	⑦ 寡婦控除	[寡婦であって所得のある方]	最高27万円 × 人 = 万円 (計算後の所得額が27万円未満のときはその額)	
	⑧ ひとり親控除	[ひとり親であって所得のある方]	最高35万円 × 人 = 万円 (計算後の所得額が35万円未満のときはその額)	

妻・長男・二男・長女
(本人は除く)

長男(高校生・16歳)

※特別障がい者とは、身体障がい者手帳が1級又は2級の方が、療育手帳の総合判定がAの方若しくは精神障がい者保健福祉手帳が1級の方をいいます。

例
大阪太郎さん
の場合

- ・本人 (50歳) (大阪太郎さん) 年間総収入金額 2,500,000円 (自営業)
- ・妻 (45歳) (大阪花子さん) 年間総収入金額 990,000円 (パート)
- ・長男 (16歳) (大阪一郎さん) 年間総収入金額 0円 (高校生)
- ・二男 (14歳) (大阪次郎さん) 年間総収入金額 0円 (中学生)
- ・長女 (12歳) (大阪はるかさん) 年間総収入金額 0円 (小学生)

年金所得者記入欄

年間総収入金額							
(なまえ)	百	十	万	千	百	十	円
㉞							

年間総収入金額							
(なまえ)	百	十	万	千	百	十	円
㉟							

その他の所得者記入欄

年間所得金額							
(なまえ)	百	十	万	千	百	十	円
㉡ 大阪太郎	2	5	0	0	0	0	0

年間年金所得金額の計算方法

受給者の年齢	年間総収入金額 (A)	年間年金所得金額	受給者の年齢	年間総収入金額 (A)	年間年金所得金額	
65歳以上の方	㉟ 110万円以下	年間年金所得=0	64歳以下の方	㉟ 60万円以下	年間年金所得=0	
	㊱ 110万円を超え330万円未満	(A) - 110万円		㊱ 60万円を超え130万円未満	(A) - 60万円	-最高10万円※
	㊲ 330万円以上410万円未満	(A) × 0.75 - 27万5千円		㊲ 130万円以上410万円未満	(A) × 0.75 - 27万5千円	-10万円
	㊳ 410万円以上770万円未満	(A) × 0.85 - 68万5千円		㊳ 410万円以上770万円未満	(A) × 0.85 - 68万5千円	
㊴ 770万円以上1,000万円未満	(A) × 0.95 - 145万5千円	㊴ 770万円以上1,000万円未満	(A) × 0.95 - 145万5千円			

※10万円未満のときはその金額

※10万円未満のときはその金額

※その他の所得はこのままです。

㉞の年間年金所得金額

百	十	万	千	百	十	円

㉟の年間年金所得金額

百	十	万	千	百	十	円

㉡の年間所得金額

百	十	万	千	百	十	円
2	5	0	0	0	0	0

㉞～㉡を合計します。

百	十	万	千	百	十	円
2	8	4	0	0	0	0

申込世帯全員の年間総所得金額

百	十	万	千	百	十	円
1	7	7	0	0	0	0

申込世帯全員の年間総所得金額から左の表の㉟の控除額及び該当する㉡～㉣の特別控除額を差し引きましょう。

百	十	万	千	百	十	円
1	0	7	0	0	0	0

÷ 12 =

申込世帯の月収額					
十	万	千	百	十	円
8	9	1	6	6	



申込世帯の月収額が、次の収入基準を超えないかどうか確かめて、申込んでください。この収入基準にあてはまらないときは、申込むことができません。

申込世帯の計算後の月収額

158,000円以下の方 「裁量世帯」に該当する方は、
計算後の月収額が214,000円以下であれば申込むことができます。